

一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車旅客営業規則

(目次)

第1章 総則

第1条 目的	3
第2条 適用範囲	3
第3条 法令等の遵守	3

第2章 旅客運送

第4条 旅客の区分	3
第5条 乗車	3
第6条 降車の意思表示	3
第7条 旅客運賃の支払い等	3
第8条 危険物等の持込禁止	4
第9条 禁止事項	4
第10条 乗車できない者	5
第11条 規則違反者に対する措置	5
第12条 降車又は乗換え	5
第13条 電車が運行を中止した場合の取扱い	5
第14条 遺失物の取扱い	6

第3章 旅客運賃・乗車券

第15条 普通旅客運賃	6
第16条 定期旅客運賃等	6
第17条 連絡定期旅客運賃	6
第18条 旅客運賃の割引等	6
第19条 連絡運輸に係る乗車券	7
第20条 乗継ぎする駅の指定	7
第21条 定期券の発行	7
第22条 通学定期券の発行範囲及び発行区分	7
第23条 割引旅客運賃の適用範囲	7
第24条 乗車券の発売場所等	8
第25条 定期券の通用期間	8
第26条 どサンこパスの通用日及び発売日	8
第27条 路面電車1日乗車券の通用日及び発売日	8
第28条 定期券の乗車区間	8
第29条 使用目的の制限	8

第30条	定期券の効力	8
第31条	どサンコパスの効力	9
第32条	路面電車1日乗車券の効力	9
第33条	再発行	9
第34条	身体障害者手帳等の提示	9
第35条	貸切の申込み	9
第36条	定期券の払戻し	9
第37条	定期券の書換え	10
第38条	IC定期券に係る特則	10
第39条	定期券等の無効	10
第40条	旅客運賃の追徴	10
第41条	旅客運賃又は乗車券等の様式を変更した場合の取扱い	11

別表

別表1	定期旅客運賃等	12
別表2	連絡定期旅客運賃	13
別表3	乗継ぎする駅等の指定	13

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人札幌市交通事業振興公社（以下「当公社」という。）の軌道事業の旅客運送の取扱い方を定め、車内秩序を保ち、快適で安全な輸送を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当公社が経営する軌道による旅客運送については、別に定める場合を除いて、この規則を適用し、この規則に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習による。

2 ICカードによる当公社路線に係わる旅客の運送等については、当公社が別に定める「一般財団法人札幌市交通事業振興公社ICカード取扱規則（以下「ICカード規則」という。）」の定めるところによる。

(法令等の遵守)

第3条 旅客は、法令及び規則を守るほか、乗務員及びその他運転関係の係員（以下「係員」という。）の指示に従わなければならない。

第2章 旅客運送

(旅客の区分)

第4条 旅客は、次に掲げる年齢別によって、大人、小児、幼児及び乳児に区分して取扱う。ただし、6才になった者であっても小学校入学前の3月31日までを幼児として、小学校6年生が小学校を卒業した場合、3月31日までを小児として取扱う。

- (1) 大人 中学生以上の者
- (2) 小児 小学生
- (3) 幼児 1才以上6才未満の者
- (4) 乳児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の一に該当する場合は、これを小児とみなす。

- (1) 旅客運賃の支払いをする者（以下「保護者」という。）に同伴されていないとき
- (2) 保護者に同伴されている場合でも、4人を超えるとき

(乗車)

第5条 旅客は、停留場（旅客の乗降を行うために使用される場所をいう。以下同じ。）の指定位置に並び、降車する旅客が降り終わってから順序よく乗車しなければならない。

2 路面電車（以下「電車」という。）に乗車する旅客は、乗車口から乗車し、降車口から降車しなければならない。ただし、降車口から降車することのできない旅客については、この限りでない。

(降車の意思表示)

第6条 電車の旅客は、降車停留場到着前に客室降車合図押ボタンを押し、降車の意思表示をしなければならない。

(旅客運賃の支払い等)

第7条 旅客は、車両に表示する乗降方法に従って乗降車し、降車する際、旅客運賃若しくは乗車券

(定期券、どサンこパス、路面電車1日乗車券、臨時乗車証を除く。)を運賃箱に差し入れ、定期券(IC定期券(ICカード規則第3条第14号に規定するIC定期乗車券をいう。以下同じ。))を除く。)、どサンこパス、路面電車一日乗車券若しくは臨時乗車証を係員に提示し、又はIC定期券についてカード対応車載機(ICカード規則第3条第13号に規定するカード対応車載機をいう。)による処理を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、当会社が定める乗車券については、別に定める方法により旅客運賃の支払等を行わなければならない。

(危険物等の持込禁止)

第8条 旅客は、次に掲げる物品等を車内に持ち込んで서는ならない。

- (1) 爆発物、火薬類、自然発火物又は腐食し、若しくは引火しやすい性質を有する物品等の危険物で、他に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 刃物(他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。)
- (3) 死体
- (4) 動物(密閉されたかご類に入れた愛玩用小動物及び身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)
- (5) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれのあるもの
- (6) 通路、乗降口又は非常口を塞ぐおそれのあるもの
- (7) 前各号のほか、係員が車内に持ち込むことが不相当と認めるもの又は車内を著しく汚損するおそれのあるもの

2 係員は、旅客が所持品の中に前項各号に掲げる物品等を収納している疑いがあるときは、当該旅客の立会いを求め、当該所持品の内容を点検することができる。

(禁止事項)

第9条 旅客は、次の行為をしてはならない。

- (1) 飛乗り、飛降り又は車体外側に乗ること。
- (2) 運転中の係員に話しかけること。
- (3) 運転台に立ち入ること。
- (4) 運転用機械に手を触れ、又はこれを動かすこと並びに非常用ドア装置及び電車の非常制動装置に緊急の場合以外に手を触れ、又はこれを動かすこと。
- (5) 車体、掲示、広告、座席又は器具を汚し、又は傷つけること。
- (6) 乗降口のドア若しくは窓ガラスに寄りかかり、又は座席に横たわること。
- (7) 飲食(当社が認める場合を除く)又は喫煙をすること。
- (8) 紙くずその他不潔なものを車内に捨て、又は通行者に危険なものを車外に捨てること。
- (9) 金品の寄附を求め、又は物品を配付し、若しくは販売すること。
- (10) 演説、説教、勧誘等をすること。
- (11) 顔や手足を車外に出すこと。
- (12) 大声をあげ、又は騒ぐこと。

(13) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反する行為をすること。

(14) 前各号のほか、他の旅客の迷惑となること。

(乗車できない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、乗車することができない。

(1) 飲酒のため、乱酔して他の旅客に迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める1類感染症、2類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者

(3) 他の旅客に著しく不快感を与える容装をした者

(規則違反者に対する措置)

第11条 係員は、この規則に違反し、又は違反するおそれがあると認める者には乗車を断り若しくは降車させることができる。

(降車又は乗換え)

第12条 災害、その他の理由により車両の運転を中断した場合又は車両の故障その他運転上止むを得ない場合で、係員が降車若しくは他の車両に乗換えを求めたときは、旅客はこれに従わなければならない。

(電車が運行を中止した場合の取扱い)

第13条 旅客は、災害その他やむを得ない事由により電車が運行を中止（一部区間の運行中止を含む。）したときは、次の各号に定めるいずれかの取扱いを請求することができる。ただし、第1号ア及びイに掲げる取扱いは、定期券、どサンコパス又は路面電車1日乗車券により乗車した者には適用しない。

(1) 乗車後に運行を中止した場合

ア 運行を中止した地点における無賃での降車（乗継券（連絡運輸協定により電車の路線と札幌市交通局の高速電車（以下「高速電車」という。）を乗車するための乗車券をいう。以下同じ。）

（ICカード規則第2条第1項第1号及び第2号に定めるICカードを乗継券として使用する場合を除く。以下同じ。）を所持する者にあつては、既に支払った旅客運賃から既に乗車した高速電車の区間に対する旅客運賃を差し引いた残額の払戻しを含む。）

イ 当該乗車を開始した停留場までの無賃送還（乗継券を所持する者にあつては、既に支払った旅客運賃から既に乗車した高速電車の区間に対する旅客運賃を差し引いた残額の払戻しを含む。）

ウ 当公社が手配した交通機関による振替輸送

(2) 乗車前に運行を中止した場合

ア 既に支払った旅客運賃の払戻し（乗継券を所持する者にあつては既に支払った旅客運賃から既に乗車した高速電車の区間に対する旅客運賃を差し引いた残額の払戻しとし、定期券（有効期間内のものに限る。）を所持する者にあつては始発時から終発時まで運行を中止した日が引

き続き3日以上となった場合に限り、券面金額のうち電車の乗車に係る額を1月券にあつては30日、3月券にあつては90日で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）に当該運行中止の期間の日数（イに掲げる取扱いにより輸送された日数を除く。）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）の払戻しとし、どサンコパス又は路面電車1日乗車券を所持する者にあつては当公社が認めた場合に限り、券面金額の払戻しとする。）

イ 当公社が手配した交通機関による振替輸送（定期券又はどサンコパス、路面電車1日乗車券を所持する者に限る。）

2 前項の規定は行事の開催等のため、あらかじめ電車を運行中止とすることとしている場合であつて、これを相当の期間において一般に周知しているとき及び電車の運行中止について責任のある旅客には適用しない。

（遺失物の取扱い）

第14条 旅客は、車内又は安全地帯で他人の落し物若しくは忘れ物を発見したときは、係員に届け出なければならない。

第3章 旅客運賃・乗車券

（普通旅客運賃）

第15条 普通旅客運賃は次のとおりとする。

- (1) 大人 1人1乗車 200円
- (2) 小児 1人1乗車 100円
- (3) 幼児 第4条の規定に基づき、幼児を小児とみなして取扱う場合を除き無賃とする。
- (4) 乳児 無賃とする。

2 前項の規定にかかわらず、保護者が同伴する幼児は、保護者1人につき4人まで無賃とする。

（定期旅客運賃等）

第16条 定期旅客運賃、割引旅客運賃、貸切旅客運賃、一日乗車旅客運賃及び第21条第2項から第4項までの規定に基づき発行する定期券の種類等は別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業上必要とする乗車券、及び旅客運賃等は、当公社が定める。

（連絡定期旅客運賃）

第17条 電車の路線と他企業自動車の路線（連絡運輸協定で定める他企業自動車の路線（以下「他企業指定路線」という。）に限る。）を乗継乗車する場合、連絡定期旅客運賃（割引連絡定期旅客運賃を含む。以下同じ。）については、その種類に応じ、別表2に定める電車の旅客運賃と当該路線について他の企業が定める乗継ぎに係る定期旅客運賃を合算した額とする。

（旅客運賃の割引等）

第18条 当公社は、事業上の必要その他特別の理由があると認める者に対しては、旅客運賃を割引、又は無賃とすることができる。

(連絡運輸に係る乗車券)

第19条 電車の路線と高速電車の路線又は他企業指定路線において連絡運輸による運送を利用しようとする者は、当公社又は連絡運輸に係る運送事業者の発行する連絡運輸に係る乗車券類を所持しなければならない。

(乗継ぎする駅の指定)

第20条 電車の路線と高速電車の路線において連絡運輸による運送を利用することができる電車の停留場と高速電車の駅は、別表3のとおりとする。

(定期券の発行)

第21条 定期旅客運賃で乗車する者には、定期券を発行する。

- 2 通勤定期券は、通勤等のため乗車する者に発行する。
- 3 通学定期券は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずる教育施設に通学等をするため乗車する者に発行する。
- 4 特殊定期券は、次に掲げる者に発行する。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその同行の介護人
 - (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者の判定を受け、療育手帳の交付を受けている者及びその同行の介護人
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその同行の介護人
 - (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設において養護、保護等を受けている者及びその同行の付添人

(通学定期券の発行範囲及び発行区分)

第22条 前条第3項に規定する教育施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 小学校又は幼稚園（特別支援学校における小学校又は幼稚園に準ずる教育課程を含む。次項第2号において同じ。）に準ずる教育施設で当公社が必要と認めたもの
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び第134条第1項に規定する専修学校及び各種学校で知事の設置認可を得たもの
- (3) 国立又は公立の教育施設で特に当公社が必要と認めたもの

2 通学定期券は、次の各号の区分に従い、これを発行する。

- (1) 通学定期券（大人） 大学、高等専門学校、中等教育学校、高等学校若しくは中学校（特別支援学校における高等学校又は中学校に準ずる教育課程を含む。）又は前項第2号若しくは第3号に定める施設に通学する者
- (2) 通学定期券（小児） 小学校若しくは幼稚園又は前項第1号に定める施設に通学する者

(割引旅客運賃の適用範囲)

第23条 割引旅客運賃は、第21条第4項各号に掲げる者に適用する。

(乗車券の発売場所等)

第24条 乗車券(定期券を除く。)は、車内又は当公社が指定する場所及び札幌市交通局と締結する委託発売に関する協定で定める場所において取り扱う。

2 定期券は、札幌市交通局と締結する連絡運輸協定で定める窓口において取り扱う。

(定期券の通用期間)

第25条 定期券の通用期間は、1月間又は3月間とする。

2 定期券は、次項の場合を除き通用開始の日の10日前から発売する。

3 通用期間中の定期券(以下「旧定期券」という。)を提出し、次の定期券(以下「新定期券」という。)を継続して購入しようとする者には、旧定期券の通用期間満了の日の9日前から新定期券を発売する。この場合においては、旧定期券の残余通用期間を新定期券の通用期間に加算する。

4 前2項の規定にかかわらず、当公社が必要と認めるときは、発売開始日を変更することができる。

(どサンこパスの通用日及び発売日)

第26条 どサンこパスの通用日は、発売した日とする。

2 どサンこパスは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までに発売する。

3 前2項の規定にかかわらず、当公社が必要と認めるときは、どサンこパスの通用日及び発売日を変更することができる。

(路面電車1日乗車券の通用日及び発売日)

第27条 路面電車1日乗車券の通用日は、発売した日とする。

2 路面電車1日乗車券は、通年発売する。

3 前2項の規定にかかわらず、当公社が必要と認めるときは、路面電車1日乗車券の通用日及び発売日を変更することができる。

(定期券の乗車区間)

第28条 定期券の乗車区間は、全線とする。

(使用目的の制限)

第29条 定期券(通勤定期券を除く。)は、所定の目的以外に使用してはならない。

(定期券の効力)

第30条 定期券は、券面に記名のある者(以下「記名人」という。)又は通勤定期券(IC定期券に係る通勤定期券を除く。)の持参人が、その通用期間中に乗車する場合に使用することができる。

2 定期券については、乗車回数を制限しない。

3 次に掲げる定期券は、使用することができない。ただし、第37条第1項又は第2項の規定による書換え(磁気情報及びIC定期券に記録された情報の変更を含む。以下同じ。)を受けたものは、この限りではない。

(1) 記名人につき、記載事項(磁気情報及びIC定期券に記録された情報を含む。第39条第2号において同じ。)と相違する事由が生じたもの

(2) 汚損その他の理由によりその券面の表示事項が不明となったもの

(どサンこパスの効力)

第31条 どサンこパスは、持参人又は持参人及びその者に同伴する小児1人がその通用日に乗車する場合に使用することができる。

2 どサンこパスについては、乗車回数及び乗車区間は、制限しない。

3 使用開始後のどサンこパスは、他人から譲り受けて使用することができない。

(路面電車1日乗車券の効力)

第32条 路面電車1日乗車券は、持参人がその通用日に乗車する場合に使用することができる。

2 路面電車1日乗車券については、乗車回数及び乗車区間は、制限しない。

3 使用開始後の路面電車1日乗車券は、他人から譲り受けて使用することができない。

(再発行)

第33条 定期券等を亡失した者に対しては、再購入する場合を除き、これを再発行しない。ただし、定期券の所持者が災害その他の事故により、これを滅失した場合であって、所管官公署が当該亡失の事実を証明したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、IC定期券に係る再発行の取扱いについては、ICカード規則の定めるところによる。

(身体障害者手帳等の提示)

第34条 第21条第4項に規定する特殊定期券を購入しようとする者及び第23条の規定により割引旅客運賃の適用を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は割引証(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設の長が発行した割引証で、当社が認める様式を使用したものをいう。)を係員に提示しなければならない。

(貸切の申込み)

第35条 車両の貸切を希望する者は、あらかじめ当社に申し込み、その承認を受けなければならない。

(定期券の払戻し)

第36条 定期券の記名人は、その定期券が不用となった場合は、その旅客運賃の払戻しを請求することができる。

2 前項の払戻しを行う場合は、当社と連絡運輸協定を締結する札幌市交通局の定めるところにより、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 定期券1枚につき500円の手数料を徴収する。

(2) 通用期間前のものは、券面金額

(3) 通用期間中の1月定期券にあっては、通用期間開始の日から払戻請求のあった日までの期間(以下この項において「使用期間」という。)につき、1日2回乗車したものとして普通旅客運賃又は割引旅客運賃に換算して算出した額(相当額が1月定期券の券面金額を超えるときは、その券面金額とする。以下この項において「相当運賃」という。)を、券面金額から控除した額

(4) 通用期間中の3月定期券で、使用期間が1月を超えるものにあつては、当該使用期間に係る経

過月数に1月定期旅客運賃を乗じて得た額と1月に満たない経過日数につき算出した相当運賃の合算額を、券面金額から控除した額

(5) 通用期間中の3月定期券で、使用期間が1月以下のものにあつては、当該使用期間につき算出した相当運賃を券面金額から控除した額

3 第1項の払戻しを行う場合において、当社が必要と認めるときは、当該払戻しを必要とする事実を明らかにした書類の提出又は提示を求めるものとする。

(定期券の書換え)

第37条 定期券の記名人は、第30第3項第1号の事由が生じた場合は、当該定期券の書換え(種類及び通用期間の変更を除く。)を受けることができる。

2 定期券の記名人は、当該定期券が第30第3項第2号に規定するものとなった場合において、その理由がやむを得ない事情によるものと認められ、かつ、不明となった事項が証明できるときは、当該定期券の書換えを受けることができる。

3 前2項の規定により定期券の書換えを行う場合においては、1枚につき200円の手数料を徴収する。

(IC定期券に係る特則)

第38条 第30条第3項及び前条の規定にかかわらず、氏名に変更が生じ、又は券面の表示事項が不明となったIC定期券の取扱いについては、ICカード規則の定めるところによる。

2 破損その他の理由によりカード対応車載機において記録された情報の検知が不可能となったIC定期券の取扱いについては、ICカード規則の定めるところによる。

(定期券等の無効)

第39条 定期券等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効として回収する。ただし、当社が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 使用資格、氏名、年齢、住所、乗車区間その他の事実を偽って定期券を購入し、これを使用したとき。

(2) 定期券の記載事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。

(3) 他人名義の定期券(通勤定期券を除く。)を使用したとき。

(4) 定期券の使用資格を失った後に使用したとき。

(5) 通用期間開始前の定期券を使用したとき。

(6) 通用期間満了後の定期券を使用したとき。

(7) 定期券等の検査又は取集の際理由なく係員の請求を拒んだとき。

(8) 偽造の定期券等を使用したとき。

(9) 使用開始後のどサンコパス、路面電車1日乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。

(10) その他定期券等を不正乗車的手段として使用したとき。

(旅客運賃の追徴)

第40条 前条第1号から第6号までのいずれかに該当する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から当該各号の区分に該当することを発見した日までの期間につき、1

日2回乗車したものととして相当する旅客運賃に換算して算出した額及びこれと同額の割増旅客運賃を併せて徴収する。ただし、不正乗車をしなかったことが明らかな日があるときは、その日数に相当する乗車回数を減ずることがある。

- (1) 前条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合 定期券の通用期間開始の日
 - (2) 前条第4号に該当する場合 定期券の使用資格を失った日
 - (3) 前条第5号に該当する場合 定期券の発売の日
 - (4) 前条第6号に該当する場合 定期券の通用期間満了の日の翌日
- 2 前条第7号に該当する場合又は所定の旅客運賃を支払わないで乗車した場合においては1回、同条第8号から第10号までのいずれかに該当する場合においては不正乗車に応じた回数、乗車したものととして、普通旅客運賃又は割引旅客運賃に換算して算出した額及びこれと同額の割増旅客運賃を併せて徴収する。
- 3 前条各号のうち2号以上に該当する場合の徴収金額は、多い方の額によるものとする。
- 4 前3項に規定する場合において、旅客運賃を免れようとする意思がないことが明らかなとき、又は特別の事由があると認められるときは、割増旅客運賃の全部又は一部を免除することができる。

(旅客運賃又は乗車券等の様式を変更した場合の取扱い)

- 第41条 旅客運賃又は乗車券の様式を変更した場合における変更前の乗車券の有効期限、使用条件、変更後の乗車券との引換え、払戻しその他必要な事項については、当公社がその都度定める。
- 2 旅客運賃又は様式を変更した場合において、その変更前に発売した定期券は、期間を限定した旅客運賃に係るものを除き、その通用期間内においては引き続き有効としてその使用を認める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 定期旅客運賃等

旅客運賃の種類	定期券等の種類		旅客運賃
普通定期旅客運賃	通勤定期券	1月券	8,190円
		3月券	23,330円
	通学定期券(大人)	1月券	5,870円
		3月券	16,720円
	通学定期券(小児)	1月券	3,670円
		3月券	10,450円
割引定期旅客運賃	特殊通勤定期券	1月券	4,090円
		3月券	11,670円
	特殊通学定期券(大人)	1月券	2,930円
		3月券	8,360円
	特殊通学定期券(小児)	1月券	1,830円
		3月券	5,230円
割引旅客運賃			中学生以上の者 1人1乗車につき 100円
			小学生以下の者 1人1乗車につき 50円
貸切旅客運賃			普通車1台1周以内 1回につき 18,340円
			3連接車1台1周以内 1回につき 22,000円
一日乗車旅客運賃	どサンコパス		370円
	路面電車1日乗車券(大人)		500円
	路面電車1日乗車券(小児)		250円

別表2 連絡定期旅客運賃

電車・他企業自動車の路線連絡定期旅客運賃及び割引連絡定期旅客運賃は、この表の電車の運賃と当該路線について他の企業が定める定期旅客運賃を合算した額とする。					
種類	乗車区間		電車の運賃		
	連絡定期旅客運賃	乗継通勤定期券	1月券	6,550円	
3月券			18,670円		
乗継通学定期券(大人)		1月券	4,700円		
		3月券	13,380円		
乗継通学定期券(小児)		1月券	2,930円		
		3月券	8,360円		
乗継三角定期券		1月券	5,620円		
		3月券	16,020円		
割引連絡定期旅客運賃		特殊定期券	乗継特殊通勤定期券	1月券	3,280円
				3月券	9,350円
	乗継特殊通学定期券(大人)		1月券	2,350円	
			3月券	6,700円	
	乗継特殊通学定期券(小児)		1月券	1,470円	
			3月券	4,180円	

別表3 乗継ぎする駅等の指定

接続停留場		電 車
高速電車の駅		
南 北 線	大通	西4丁目・狸小路・すすきの
	すすきの	
	中島公園	山鼻9条
	幌平橋	静修学園前
東 西 線	大通	西4丁目・狸小路・すすきの
	西11丁目	中央区役所前
	西18丁目	西15丁目
東 豊 線	大通 豊水すすきの	西4丁目・狸小路・すすきの